

靴型装具の療養費支給申請に係る 添付書類について

平成30年4月1日から、靴型装具の療養費支給申請について、作成した装具の写真の添付が必要となりました。また、治療用装具を作成(購入)する際は、次の手続きが必要となりますのでご確認ください。

手続きの流れ

- (1) 保険医から疾病または負傷の治療上、治療用装具が必要だと診断される。
- (2) 保険医の指示(処方)により治療用装具を作成する。
- (3) 保険医に治療用装具の装着(適合)を確認してもらう。
- (4) 治療用装具の支払を行い、領収書を発行してもらう。
- (5) 共済組合に請求する。



提出書類

- 療養費・家族療養費請求書
- 保険医の証明書
- 領収書
- 写真(実際に装着する靴型装具の写真を添付してください。)

輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズが 療養費の支給対象となりました

平成30年4月1日から輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズが療養費の支給対象となりましたのでお知らせします。

支給対象となる疾病

スティーヴンス・ジョンソン症候群および中毒性表皮壊死症の眼後遺症

支給額

購入した費用の7割または8割(1枚当たりの購入費用上限額：158,000円)

耐用年数

前回の購入後5年経過後に再度購入した場合は、療養費の支給対象となります。

提出書類

- 療養費・家族療養費請求書
- 保険医の作成指示書
- 領収書



高齢受給者(70歳～74歳)の高額療養費の自己負担額が変わります

平成30年8月から所得区分(標準報酬月額)が細分化され、70歳未満の方と同様の区分となります。

70歳以上の高額療養費の算定基準額

平成30年7月31日まで

標準報酬月額	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	入院を含めた世帯全体
28万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
26万円以下	14,000円*	57,600円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

平成30年8月1日から

標準報酬月額	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	入院を含めた世帯全体
83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	
53万円以上 79万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	
28万円以上 50万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	
26万円以下	18,000円*	57,600円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

※年間(前年8月1日から7月31日まで)の上限額は144,000円になります。

低所得Ⅱ…市町村民税非課税 低所得Ⅰ…低所得Ⅱのうち一定の基準に満たないもの

市町村民税非課税の組合員およびその被扶養者の方が入院するときは減額認定証の申請が必要です

医療費が高額となった場合、以下のように自己負担が軽減されますが、市町村民税非課税者の方は、共済組合に申請しないと下表の区分「オ」が適用されませんので、入院する際やひと月の自己負担額が限度額を超えそうな場合は、必ず申請してください。

提出書類

- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 組合員の市町村民税非課税証明書

高額療養費

所得区分(標準報酬月額)	適用区分	自己負担限度額	食事療養費標準負担額
830,000円以上	ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	460円
530,000円～790,000円	イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	
280,000円～500,000円	ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	
260,000円以下	エ	57,600円	210円*
低所得者(住民税非課税)	オ	35,400円	



※入院日数が90日を超えると160円(「長期入院該当」)の申請が必要です。

注：市町村民税が非課税でも標準報酬月額が53万円以上の方は、適用区分「オ」に該当しません。

区分「オ」の適用期間は、非課税年度の8月1日から翌年7月31日までとなります。

- ・平成29年度非課税者→平成30年7月31日まで
- ・平成30年度非課税者→2019年7月31日まで